

(第一類 第十八号)

第二回國會  
衆議院

決算委員會會議錄(筆記)第二十三号

(六六一)

昭和二十三年六月二十八日(月曜日)

午前十時十一分開議

出席委員

委員長 松原 一彦君

理事 竹谷源太郎君

大上 司君

松本 一郎君

高津 正道君

戸叶 墨子君

中垣 國男君

早川 崇君

出席國務大臣

農林大臣 永江 一夫君

國務大臣 一松 定吉君

國務大臣 船田 享二君

出席政府委員

總理廳事務官 前田 克己君

總理廳事務官 佐藤 功君

總理廳事務官 菊山 嘉男君

農林事務官 藤田 巖君

委員外の出席者

専門調査員 大久保忠文君

六月二十六日

農業改良局設置法案(内閣提出)(第一八三号)

造船局官制の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一八四号)

水産廳設置法案(内閣提出)(第一八五号)

運輸省官制の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一八七号)

商工省官制の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一八八号)

工業技術廳設置法案(内閣提出)(予  
關第二二号)  
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會に關する件

行政管理廳設置法案(内閣提出)(第  
一七九号)

農業改良局設置法案(内閣提出)(第  
一八三号)

水産廳設置法案(内閣提出)(第一八  
五号)

○松原委員長 これより開會いたしました。

本日は日程順によりまして審議いた  
す予定であります。が、まず水産廳設  
置法案を議題とし、政府より提案理由  
の説明を伺います。

水産廳設置法案

(設置)

第一條 政府、水産業を振興し水産  
物の増産を図り、もつて経済の興  
隆と國民生活の安定とに寄與する  
ために、農林省の外局として水産  
廳を設置する。

2 水産廳の長は、水産廳長官とす  
る。

(水産廳の所掌事務及び権限)

第二條 水産廳の所掌事務の範圍は  
左の通りとし、その権限の行使  
は、その範圍内で法律(法律に基  
く命令を含む)に従つてなされな  
ければならない。

一 水産物及び水産業専用物品の  
生産、流通、消費及び検査に關  
する事務を処理すること。(漁網  
網の生産並びに漁船及び漁船用  
機關の生産及び検査に關するも  
のを除く。)

二 水産業の経営の発達、改善及  
び調整を図ること。  
三 水産物の生産、流通その他の  
業務の発達、改善及び調整に關  
する協同組合その他の團體に關  
する事務を処理すること。  
四 漁船保險並びに漁船登録規則  
(昭和二十二年農林省令第五号)  
による漁船の登録及び依頼検査  
に關する事務を処理すること。  
五 漁船設計並びに漁船用機關、  
漁船用機械及び漁業用無線施設  
に關する技術の指導監督に關す  
る事務を処理すること。  
六 漁港及び船だまりの築造及び  
修理の指導助成に關する事務を  
処理すること。  
七 氷の生産、流通及び消費並び  
に冷凍及び冷蔵に關する事務を  
処理すること。  
八 水産廳の所掌事項に關する試  
験研究、調査及び普及並びに水  
産講習所に關する事務を処理す  
ること。  
九 前各号に掲げるものの外、水  
産廳の所掌行政に屬する業務の  
発達、改善及び調整を図ること。

(内部部局)  
第三條 水産廳に左の三部を置く。  
漁政部  
生産部  
調査研究部  
第四條 漁政部においては、左の事  
務を掌る。  
一 水産業の経営の発達、改善及  
び調整を図ること。  
二 水産に關する協同組合その他  
水産業團體に關する事務を処理  
すること。  
三 漁業権の附與及び登録並びに  
漁業の許可に關する事務を処理  
すること。  
四 漁船保險及び漁船再保險特別  
會計に關する事務並びに漁船の  
登録及び依頼検査に關する事務  
を処理すること。  
五 漁船設計並びに漁船用機關、  
漁船用機械及び漁業用無線施設  
に關する技術の指導監督に關す  
る事務を処理すること。  
六 漁港及び船だまりの築造及び  
修理の指導助成に關する事務を  
処理すること。  
七 水産廳の所掌に屬する事業に  
關する資金のあつ旋に關する事  
務を処理すること。  
八 水産講習所に關する事務を処  
理すること。  
九 水産廳の所掌に屬する人事、  
會計、庶務その他他部の所掌に  
屬しない事務を処理すること。

(生産部)  
第五條 生産部においては、左の事  
務を掌る。  
一 沿岸漁業、内水面漁業及び遠  
洋漁業の指導監督に關する事務  
を処理すること。  
二 水産増殖に關する事務を処理  
すること。  
三 加工水産物の生産の指導監督  
に關する事務を処理すること。  
四 水産物の集荷、配給、消費及  
び検査に關する事務を処理する  
こと。  
五 氷の生産、流通及び消費並び  
に冷凍及び冷蔵に關する事務を  
処理すること。  
六 燃料、漁網網その他水産用資  
材の割當配給に關する事務を処  
理すること。  
七 水産業専用物品の生産、流  
通、消費及び検査に關する事務  
を処理すること。(漁網網の生産  
並びに漁船及び漁船用機關の生  
産及び検査に關するものを除  
く。)

二 水産増殖の調査研究の企画及び取まとめに関する事務を処理すること。

三 前二号に掲げるものの外、水産に関する調査研究に関する事務を処理すること。

四 水産に関する資料の取まとめに関する事務を処理すること。

五 水産に関する科学技術の普及に関する事務を処理すること。

六 水産試験場に関する事務を処理すること。

(組織の細目)  
第七條 水産廳の組織の細目については、農林大臣がこれを定める。

(水産駐在所)  
第八條 農林大臣は、水産物の需給調整及び漁業法(明治四十三年法律第五十八号)の施行に関する事務の一部を分掌させるため、臨時に、水産駐在所を設けることができる。

2 水産駐在所の名称、位置、管轄区域その他必要な事項は、農林大臣がこれを定める。

(職員)  
第九條 この法律に定めるものの外、水産廳の職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

附則  
第十條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

第十一條 農林省官制(昭和十八年勅令第八百二十号)の一部を次のように改正する。

第一條中「農畜水産物」を「農畜産物」に、「農畜水産業」を「農畜産業」に改める。

第三條第一項中「八局」を「七局」に改める。

改め、「水産局」を創る。

第六條 創設  
第十二條 この法律施行の際現に存する水産局事務所は、この法律に基く水産駐在所となり同一性をもつて存続するものとする。

○永江國務大臣 水産廳設置法案の提案理由を御説明申し上げます。

申すまでもなく戦後日本経済におきまして水産の占める比重は著しく増大しており、また将来日本が國際國家の一員として國際社会に加入する際には漁業の特殊性から鑑みて、さらにその重要性が加わつてくるものと存じます。

このためわが國水産業の基礎を固め、將來の發展を期するため、濫獲を防止、資源の維持をはかりながら漁場を最高度に利用することが、わが國水産業の進むべき方向であります。

このためには、その根底となるべき資料の整備、すなわち科学的調査研究が何よりも必要であります。そしてこれら調査をもととしまして水産行政の根本方針を決定し、これにより各種漁業の科学的技術指導を徹底させる必要がありま

す。さらに日本經濟民主化の一環として、農業における農地改革と相まつて日本漁業の民主化の基本をなす漁業権制度の改革、及び水産業協同組合制度につきましまして、目下早急立案中でありますが、これに伴う企画立案事務は複雑多岐でありまして、これら事務を所管する部局を整備し、もつて漁業の民主化を達成したいと思ひます。

また終戦後における日本經濟中、水産業の占める比重は著しく増大しているにかかわらず、水産に関する事務を所管する水産局の機構はまことに貧弱であつて、農林省の所管事務のうち水産の占める特異性とその重要性の見地から、水産行政を國際的にも、國內的にも強力に推進実施するためには、水産行政を所管する部局の長の地位はきわめて重要であります。

以上の理由から水産の行政機構を強化するため、農林省の外局として水産廳を設置することとしたのであります。しかして水産廳の内部部局としましては漁政、生産、調査研究の三部を設け、科学技術の組織的な取入れと、これに基く生産指導の徹底と、水産業の総合的發展、改善をはかることといたしたのであります。

これが本法案提出の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことを切望する次第であります。

○松原委員長 次に農業改良局設置法案を議題とし、政府より提案理由の説明を伺ひます。

農業改良局設置法案  
第一條 能率的な農法の發達、農業生産の増大及び農民生活の改善のために、農民が農業(蚕糸業を除く。以下同じ)に関する諸問題につき有益、適切且つ実用的な知識を得、これを普及交換して公共の福祉を増進するため、農林省の内部部局として農業改良局を設置する。

(所掌事務)  
第二條 農業改良局の所掌事務の範圍は左の通りとし、その権限の行使は、その範圍内で法律(法律に

基く命令を含む。)に従つてなされるなければならない。

一 農業及び農民生活に関する自然科学的試験研究の企画に関する事務並びに關係試験研究機關の行う当該試験研究の連絡調整に関する事務を処理すること。

二 農業及び農民生活に関する經濟学的研究の企画及び実施に関する事務並びに關係研究機關の行う当該研究の連絡調整に関する事務を処理すること。

三 農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関する事務を処理すること。

四 農業改良助長法(昭和二十三年法律第 号)に基く補助金及び委託金の交付に関する事務を処理すること。

五 農業及び農民生活に関する試験研究を行う者の能力の向上に関する事務を処理すること。

六 農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関する事務に従事する者の能力の向上に関する事務を処理すること。

七 關係試験研究機關の研究の状況及びその成果の調査に関する事務を処理すること。

八 農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関する事務の実施の状況及びその成果の調査に関する事務を処理すること。

九 農業及び農民生活に関する試験研究及び知識の普及交換に関する資料の収集、整理及び刊行に関する事務を処理すること。

(組織)  
第三條 農業改良局に左の三部を置く。

技術研究部  
經濟研究部  
普及部

(技術研究部)  
第四條 技術研究部においては、左の事務を分掌する。

一 第二條第一号の事務。  
二 同條第四号、第五号、第七号及び第九号の事務のうち、農業及び農民生活に関する自然科学的試験研究に関するもの

(經濟研究部)  
第五條 經濟研究部においては、左の事務を分掌する。

一 第二條第二号の事務  
二 同條第四号、第五号、第七号及び第九号の事務のうち、農業及び農民生活に関する經濟学的研究に関するもの

(普及部)  
第六條 普及部においては、左の事務を分掌する。

一 第二條第三号、第六号及び第八号の事務  
二 同條第四号及び第九号の事務のうち、農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関するもの

(組織細目)  
第七條 農業改良局の組織の細目については、農林大臣がこれを定める。

(報告の公表)  
第八條 農林大臣は、毎年少くとも一回、農業及び農民生活に関する試験研究の状況並びにその成果に

関する資料の収集、整理及び刊行に関する事務を処理すること。

九 農業及び農民生活に関する試験研究及び知識の普及交換に関する資料の収集、整理及び刊行に関する事務を処理すること。

九 農業及び農民生活に関する試験研究及び知識の普及交換に関する資料の収集、整理及び刊行に関する事務を処理すること。

九 農業及び農民生活に関する試験研究及び知識の普及交換に関する資料の収集、整理及び刊行に関する事務を処理すること。

ついで、できるだけ詳細な報告を公表しなければならぬ。

第九條 第二條に規定する事務を掌らしめるため、農林省に所要の職員を置く。

2 前項の職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第十條 この法律施行の期日は、その公布の日から起算して三十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。

○永江國務大臣 農業改良局設置法案の提案理由を説明申し上げます。

食糧の増産と農業経営の合理化、農民生活の改善をはかるために、農業に関する科学技術の発達及びその成果の急速なる普及をはかることは、きわめて緊要なことであり、これが基礎をなす農業に関する試験研究については、今後国立農業関係試験場、大学、専門学校、都道府県農業関係試験場その他民間機関において行われていく試験研究につきまして、一段と連絡を緊密にし、重複反響を排除して、わが國の農業事情と時勢の要求に應じ、かつまた地方の事情と必要性とを正しく考慮して強力に推進するとともに、これら試験研究の成果を急速に農民に普及して、農業及び農民生活の改善に資する普及事業を一段と推進助長するために、今回農林省にこれら試験研究並びに普及事業の責任ある実施機関として、農業改良局の設置を提案することになつた次第であります。

○松原委員長 農業改良局設置法案の提案理由はプリントになつていますが、水産廳設置法案の方も同様政府の方でプリントしてお出しをお願いいたしたいと存じます。本日は委員の出席が少うございますから、それを配付して、本日は両案は政府の説明だけに止めておきたいと思ひます。

○松原委員長 次に一昨日審議に入りました行政官廳設置法案に対する質疑の継続を行います。河合義一君。

○河合委員 私の尋ねたいところは、あるいは前のときにすでにそのことを申し上げまして、重複をしないかということをおそれるのでありますけれども、私の見るところによりますと、この問題は非常に重大な問題でありますから、たゞそれが重複しておりましたら、さういふ本日は大臣が御出席になつておられますから、前には大臣は御出席はなかつたのであります。私どもも同僚委員に対するその答弁は、私どもははなはだ不満足に思つたのであります。委員長もこの点については御同感であつたと思つて、委員長の席からさういふ意味の御発言もあつたのであります。それではさういふは前にお尋ねしたことと重複するかもしれないが、私は大臣にお尋ねしたいと思ひますが、このたび國家行政組織法という法律もできまして、またすでに國家公務員法という法律も制定されたのであります。建物ができ、その中にはいる人がきまつたわけなのであります。それで行政事務も進行してきます上に、その建物の中におられるところの人間の働き振りであります。そのことをこの法律

によつてよく監督なさるのではないかと申すのであります。そこでこれは私が始終申し上げることであります。さう別に予算も要らなければ、あすからでもやろうと思へばすぐできる一つの希望があるのであります。それは時間のことです。この前も申したのであります。今日もさうです。私は八時に家を出まして新橋へ九時半ごろにつきました。本日の日暮里から新橋に参ります電車は、ほとんど押しつぶされるくらい多数の乗客であります。その大多数が皆官廳等に出勤するところの人であります。議会は十時から始まるのであります。私も九時半から九時前後に出てくるのは当然であります。しかし各官廳は執務は九時から始まるのであります。それならば私よりも一時間早くさういふ人たちが電車に乗つておられるならば、ああいう混雑はないのであります。これは戦時中でありました。やはり決算委員会でも各省の毎朝遅刻する人間の数を調べてもらつたことがあります。それは井上良次委員がその資料を要求いたしました。各省の朝の出勤時間にどれだけの人が時間通りに出勤し、どれだけの人が遅刻するかというその資料をもらつたことがあります。その中で一番遅刻の少かつたのは海軍省であります。そのほかの各省は多数の遅刻者がありました。私はその当時の状態よりもこの節の方がはなはだしいと思つてあります。どれだけサンマー・タイムを履行いたしましても、時間を浪費するならばサンマー・タイムの意味をなさない、あるいは食糧事情があり、あるいは住宅難によつて遠方から出勤するためであ

るといふような、それは一つのプラクテスである。理屈をつければ何でもつけられる。最近私の友人が一つのおもしろい詩を送つてくれました。それは「早起雀群 去竹埒 人間眞夢 不知明」これは雀はすでに朝早くから起き明けたのに、人間は夢を楽しんで夜が明けたの知らないといふおもしろい詩を送つてくれたのですが、實際その通りなんです。これは一時間早く規定通り出勤して執務をするといふことは、別に予算がかかることでも何でもありません。いつくからでもできる。大臣は今までの各省の役人の執務ぶりをどうごらんになつておられるか。何らこのことは議会にもかれこれ言うことは資格がないのであります。十時に始まる時間にみな出てまいりません。中には委員がそろつても政府委員が来なかつた。これは先週さういふ事実があつたのであります。しかしこれは議会でも大きなことは恥ずかしくて言えないのであります。私も時間は時間通り仕事をせぬのですから、しかしこれは黙つておつては、いつになつて改まるかわかりませんから、私はこのことを申すのであります。現在の役所の執務ぶり、この時間の点に關しまして大臣はどうお考えになつておられるか。將來さういふ点はさういふ方針でおやりになるのか伺いたい。

それからついでに委員長に申し上げておきますが、この際資料を一つ要求していただきたい。毎朝どれだけの人が遅刻し、どれだけの人が時間通り出勤されるか、東京都内に所在する各省を通じて調べていただきたい。こんなことを行つていくには何でもありません。元來局長、課長などは、さういふ時間

の制限が緩やかかまわりませんが、大臣を初め時間通り、各省にお勤めになつたら、下の方がそれになつてくるんです。それは執務の性質が違ひますから、夜遅くなつたり、役所以外の仕事もありましようが、しかしそれにしても下僚を率いていくというお考えで、毎朝時間通り課長局長あたりが出勤してごらんない。その下の役人はみなそれにならうと私は思つてあります。

○船田國務大臣 ただいま河合委員の御指摘になりました。御指摘は、おれわれもお言葉通り認めてもおります。何とかして改善しなければならぬといふことを考へておられるのであります。殊に突を言へば、閑議などいろいろの事情で、時間が勵行されないといふようなところから、この問題はたゞ政府においても取上げ、殊に行政監察委員会の方でも取上げた結果を、私どもの方から閣議にも諮りまして、各省へ十分その点を通過いたしてあるのであります。今河合委員から仰せがありましたように、政府官廳部及び議會などの時間も勵行されないような状態、これから改めなければならぬといふことも、私どもの方から嚴重にたび／＼言ひまして、一々改良と申しますか改善と申しますか、いたして行く方向に向つているのであります。なお一層嚴重に、さういふことにつきましては閣議におきまして問題にいたして、できるだけ御趣旨に副うようなことになつたかと思つておられるのであります。行政監察委員会の方でも、もちろんさうい

の制限が緩やかかまわりませんが、大臣を初め時間通り、各省にお勤めになつたら、下の方がそれになつてくるんです。それは執務の性質が違ひますから、夜遅くなつたり、役所以外の仕事もありましようが、しかしそれにしても下僚を率いていくというお考えで、毎朝時間通り課長局長あたりが出勤してごらんない。その下の役人はみなそれにならうと私は思つてあります。



の改正案を提出する、こういうことになりませんか。

○船田國務大臣 お言葉の通りであります。

○田中(健)委員 まだいろいろ尋ねたいことがたくさんありますが、何しろこの委員会にはたくさん法律がありまして、出たかと思ふとひつこんでみたり、こういう状態にありますので、実は本員としてもあまり研究をいたしておらないので、若干のお尋ねを保留しておきたいと思ふます。御了承願ひたいと思ふます。

○河合委員 私はもう一言だけつけ加えておきたいと思ふます。それは朝の執務時間が遅れることです。こういうことがある筋へわかつたらまたこれを言われるだらうと思ふ。殊にアメリカといふ國は時間を非常に正確に守る國でありまして、時間通りに事を行うことをワシントン・タイム——國祖のワシントンがそうであつたので、ワシントンを記念してワシントン・タイムと申しておるのであります。このことは必ず指摘されるに違ひない、そんな情けないことでは私はいけないと思ふ。このごろはなくなりませんが、道を歩くのでも進駐軍の命令によつて左側を歩けというよふな、何でもないことさえも進駐軍の命令によらなければ行われぬというよふな、こんな隷屬的な國民であれば、私は愛想が盡きるのであります。日本の政治を掌るものがあることを指摘されるよふな、そんなさまの悪いことがやれましようか。指摘されぬうちにやつていただきたい。このことを一應申し上げて御意見を承つておきたい。

○船田國務大臣 お言葉通りのことと

考えますので先ほど申し上げましたように、すでに今までもいろいろとこれについて努力いたしてまいつておる次第であります。御協力を得まして十分に御意見の通りの方ができますように、努力いたしたいと考えております。

○松原委員長 お諮りいたしますが、建設省設置法案、行政管理廳設置法案、水産廳設置法案等に関する各党の態度を至急御決定していただきたいと思ふます。そうして本日は午後一時から決算委員会と國土計画委員会の連合審査会がこの室でありますから、その連合審査会が終了しましたならば、そのあとで態度を御決定になりました分かんらるべく最後の決定を得たいといふことを委員長は希望いたします。

この際一應休憩いたしたいと思ふますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松原委員長 それでは暫時休憩いたします。

午前十時四十九分休憩

〔以下筆記〕

午後三時二十分再開

○松原委員長 休憩前に引続き再開いたします。

この際お諮りいたします。去る二十日六日予備審査のため本委員会に付託となりました商工省官制の一部を改正する法律案及び工業技術廳設置法案(内閣提出)以上二件については、過日工業委員との連合打合せもあつて、御承知の通り、鉱工業委員長より両委員会の連合審査会を開いて、両案を審議検討したい趣の申入れがありました。

この申込みに應ずる件をお諮りします。

○河合委員 今まで連合審査会は数回開いたのですが、あまり審議能率上適切とも思われませんし、かつまたこの会期が切迫いたしました今日でもありますので、なるべく簡単にしてはいかげすか、もし申越しの分を引受けるとしても、一回限りくらいしか事実上できぬと思ふます。

○木村(榮)委員 明日開会の予定として、決算委員会で審議中のものと、新たに重要法案として提案説明を聴く委員長としての御用意を承つておきます。

○松原委員長 それでは前述の鉱工業委員長よりの申込みについては受けなわけにも参りませんから、開会するに異議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶものあり

○松原委員長 御異議なしと認め、右連合審査会開会の手配をいたします。

明二十九日午後一時より開きますから、念のため申し上げておきます。

それからただいま審議中の法律案中行政管理廳設置法案と、本日午前提案説明のありました農業改良局設置法案並びに水産廳設置法案と建設省設置法案は、なるべく明日各党とも御決定願ひたい委員長のお心組みであります。新聞出版用紙制当事務廳設置法案は未だ質疑もあるかと存じます。その他は明日説明を聴取して急遽審議に進みたい予定であります。

本日の常任委員長会議で明日行ふ全委員会の割当時間が定まつております。明日は午前十時半から開いて正午まで審議できることに協議決定しました。なお本日は、お集りの委員も少い

ことですから、明日に審査を延ばします。

本日はこれで散会いたします。  
午後三時三十分散会



昭和二十三年九月二十九日印刷

昭和二十三年九月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局